

訪問看護重要事項説明書

＜令和 8 年 6 月 1 日 現在＞

松阪市民病院訪問看護ステーション

あなたに対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第 37 号第 8 条に基づいて、契約を締結する前に事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明させていただきます。

1. 事業概要

名称・法人種別	松阪市
代表者名	松阪市長 竹上 真人
所在地・連絡先	三重県松阪市殿町 1 3 4 0 - 1 TEL 0 5 9 8 - 5 3 - 4 3 0 1 FAX 0 5 9 8 - 2 6 - 4 0 3 0

2. 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	松阪市民病院訪問看護ステーション
所在地・連絡先	三重県松阪市殿町 1 5 5 0 番地 TEL 0 5 9 8 - 2 1 - 8 7 5 8 FAX 0 5 9 8 - 2 1 - 8 1 6 5
事業所番号	2 4 6 0 7 9 0 0 8 8
管理者の氏名	中嶋 奈穂子

3. 事業の目的と運営方針

＜事業の目的＞

指定訪問看護事業の適正な運営を確保するために人員、組織及び運営管理に関する事項を定め、要介護者等が居宅において日常生活を営むために適正な訪問看護を提供します。

＜運営方針＞

在宅療養をしている利用者の「生活の質」を確保するため、保険・医療・福祉関係者と密接な連携のもとに、在宅療養が継続できるよう支援します。また、円滑な事業運営に努め、在宅ケアの推進を図ります。

4.事業所の職員体制

従業者の職種	人数	常勤		非常勤	備考
		専従（人）	兼務（人）	専従（人）	
管理者	1		1		訪問看護師兼務
看護師	4	3	1		管理者兼務 1 名

※管理者においては、訪看基準第 3 条より、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとします。

5.営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 国民の祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く
営業時間	午前8時30分～午後5時15分

※緊急時訪問看護加算（介護保険）、24 時間対応体制加算（医療保険）の契約者に対して、24 時間体制での電話相談及び緊急訪問看護を実施します。

※前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、就業日及び就業時間を変更することがあります。

6.事業の実施地域

松阪市全域、
多気郡（多気町・明和町の一部地域）

7.サービスの内容

自宅で療養される方が、安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により当訪問看護ステーションの看護師等が定期的に訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助を行います。

- ① 病状観察
- ② 日常生活の援助（清潔、食事、排泄援助、リハビリ等）
- ③ 医師の指示による医療処置（褥瘡処置やチューブ類の管理）
- ④ ターミナルケア
- ⑤ 療養生活や介護方法の指導
- ⑥ 保健福祉サービスの紹介や連携
- ⑦ 緊急時の対応

8.利用料

1) 介護保険による場合

種類	内容	金額
訪問看護費	20分未満の訪問	1回 314単位 (1割) 314円 (2割) 628円 (3割) 942円
	30分未満の訪問	1回 471単位 (1割) 471円 (2割) 942円 (3割) 1,413円
	30分以上1時間未満の訪問	1回 823単位 (1割) 823円 (2割) 1,646円 (3割) 2,469円
	1時間以上1時間30分未満の訪問	1回 1,128単位 (1割) 1,128円 (2割) 2,256円 (3割) 3,384円
介護予防訪問看護費	20分未満の訪問	1回 303単位 (1割) 303円 (2割) 606円 (3割) 909円
	30分未満の訪問	1回 451単位 (1割) 451円 (2割) 902円 (3割) 1,353円
	30分以上1時間未満の訪問	1回 794単位 (1割) 794円 (2割) 1,588円 (3割) 2,382円
	1時間以上1時間30分未満の訪問	1回 1,090単位 (1割) 1,090円 (2割) 2,180円 (3割) 3,270円
複数名訪問看護加算 (I)	30分未満の訪問	1回 254単位

(同時に看護師との訪問)		(1割) 254円 (2割) 508円 (3割) 762円
	30分以上の訪問	1回 402単位 (1割) 402円 (2割) 804円 (3割) 1,206円
複数回訪問加算(Ⅱ)	30分未満の訪問	1回 201単位 (1割) 201円 (2割) 402円 (3割) 603円
	30分以上の訪問	1回 317単位 (1割) 317円 (2割) 634円 (3割) 951円
夜間・早朝加算	夜間(18:00～22:00)	訪問看護費の25%増
	早朝(6:00～8:00)	
深夜加算	深夜(22:00～6:00)	訪問看護費の50%増
長時間訪問看護加算	90分以上の訪問看護 特別管理加算(Ⅰ)、特別管理加算(Ⅱ) が対象	300単位 (1割) 300円 (2割) 600円 (3割) 900円
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	※緊急訪問は所要時間に応じた 単位数を算定	月 600単位 (1割) 600円 (2割) 1,200円 (3割) 1,800円
特別管理加算(Ⅰ)	・在宅悪性腫瘍患者指導管理 ・在宅気管切開患者指導管理 ・気管カニューレ・留置カテーテルを 使用している状態	月 500単位 (1割) 500円 (2割) 1,000円 (3割) 1,500円
特別管理加算(Ⅱ)	上記(Ⅰ)以外の医療的な処置が必要 な状態の場合	月 250単位 (1割) 250円 (2割) 500円 (3割) 750円
サービス提供体制加算	3年以上の勤続年数のある看護師を 30%以上配置している事業所	1回につき 6単位 (1割) 6円

	また、計画的な研修を実施している	(2割) 12円 (3割) 18円
初回加算 (I)	新規の訪問看護計画を作成し訪問看護を提供する場合 過去 2 ヶ月において訪問看護の提供を受けていない場合 退院又は退所した日に初回の訪問を行った場合	初回のみ 350単位 (1割) 350円 (2割) 700円 (3割) 1,050円
初回加算 (II)	新規の訪問看護計画を作成し訪問看護を提供する場合 過去 2 ヶ月において訪問看護の提供を受けていない場合 退院又は退所した日の翌日以降に初回の訪問を行った場合	初回のみ 300単位 (1割) 300円 (2割) 600円 (3割) 900円
ターミナルケア加算	お亡くなりになられる前に、ターミナルケアを実施した場合 ※介護予防訪問看護は算定なし	2,500単位 (1割) 2,500円 (2割) 5,000円 (3割) 7,500円
保険外	エンゼルケア (希望時)	5,500円

2) 医療保険による場合

訪問看護療養費		
基本療養費 (I)	週 3 日まで	1回 5,550円 (1割) 555円 (2割) 1,110円 (3割) 1,665円
	週 4 日以降	1回 6,550円 (1割) 655円 (2割) 1,310円 (3割) 1,965円
緊急訪問看護加算	月 14 日目まで	1回 2,650円 (1割) 265円 (2割) 530円 (3割) 780円
	月 15 日目以降	1回 2,000円 (1割) 200円

		(2割) 400円 (3割) 600円
難病等複数回訪問加算	2回	4,500円 (1割) 450円 (2割) 900円 (3割) 1,350円
	3回以上	8,000円 (1割) 800円 (2割) 1,600円 (3割) 2,400円
長時間訪問看護加算 (90分を超える場合)	特別管理加算・特別指示 (週1回) 厚生労働大臣が定める者 (週3回)	5,200円 (1割) 520円 (2割) 1,040円 (3割) 1,560円
複数名訪問看護加算 (1人以上の看護職員との同行)	看護師等と訪問 (週1回)	4,500円 (1割) 450円 (2割) 900円 (3割) 1,350円
	看護補助者との訪問 (週3回、厚生労働大臣が定める場合は週4回以上可)	3,000円 (1割) 300円 (2割) 600円 (3割) 900円
夜間・早朝訪問看護加算	夜間(18時～22時) 早朝(6時～8時)	2,100円 (1割) 210円 (2割) 420円 (3割) 630円
深夜訪問看護加算	深夜(22時～6時)	4,200円 (1割) 420円 (2割) 840円 (3割) 1,260円
訪問看護管理療養費2	月の初回訪問日	1回 7,670円 (1割) 767円 (2割) 1,534円 (3割) 2,301円
	2回目以降	1回 2,500円

		(1割) 250円 (2割) 500円 (3割) 750円
24時間対応体制加算	(1月につき)	6,800円 (1割) 680円 (2割) 1,360円 (3割) 2,040円
退院時共同指導加算	1回 がん末期等は2回	8,000円 (1割) 800円 (2割) 1,600円 (3割) 2,400円
特別管理指導加算	特別管理加算対象のみ	2,000円 (1割) 200円 (2割) 400円 (3割) 600円
退院指導支援加算	(退院日)	6,000円 利用者負担額 (1割) 600円 (2割) 1,200円 (3割) 1,800円
特別管理加算 (1月につき)	・在宅麻薬等注射指導管理・在宅腫瘍化学療法注射管理又は在宅強心剤持続投与指導管理 ・在宅気管切開患者指導管理 ・気管カニューレを使用している状態 ・留置カテーテルを使用している状態	5,000円 (1割) 500円 (2割) 1,000円 (3割) 1,500円
	・上記以外の状態の時	2,500円 (1割) 250円 (2割) 500円 (3割) 750円
ターミナルケア療養費1	ターミナルケア療養費2に該当しない場合	25,000円 (1割) 2,500円 (2割) 5,000円 (3割) 7,500円

ターミナルケア療養費 2	特別養護老人ホーム等で看取り介護看護加算等を算定している利用者	10,000円 (1割) 1,000円 (2割) 2,000円 (3割) 3,000円
乳幼児加算	6歳未満の乳幼児への指定訪問看護 ※以下の場合1,800/日 (1) 超重症児又は準超重症児 (2) 別表第7に掲げる疾病等 (3) 別表第8に掲げる者	1,300円 (1割) 130円 (2割) 260円 (3割) 780円
訪問看護ベースアップ評価料 (I・II18)	医療に従事する職員の賃金の改善を図る評価料	2,870円 (1割) 287円 (2割) 574円 (3割) 861円
訪問看護医療 DX 情報活用加算	電子資格確認により、利用者の診療情報等を取得した上で、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合	50円 (1割) 5円 (2割) 10円 (3割) 15円
保険外 (自費) 費用		
交通費	20km 未満	250円
	20km 以上	500円
エンゼルケア	(希望時)	5,500円

9. 利用料金のお支払い方法

口座振替、口座振り込み、または窓口でのご精算となります。利用料は、1ヶ月単位とし、当月分を翌月15日以降にご請求させていただきます。窓口精算以外は手数料がかかります。

10. サービス内容に関する苦情相談窓口

- ・三重県国民健康保険団体連合会 苦情窓口

津市桜橋2丁目96

電話 059-222-4165

- ・松阪市健康ほけん部介護保険課

松阪市殿町1340番地1

電話 0598-53-4190

- ・済生会松阪市民病院 地域連携課

松阪市殿町1550番地

電話 0598-23-1515

・松阪市民病院訪問看護ステーション

松阪市殿町1550番地

電話 0598-21-8758

担当者 中嶋 奈穂子

1.1. 緊急時の対応

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに主治医、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業所等へ連絡をします。

主治医	病院名及び所在地	
	氏名	医師
	電話番号	

緊急連絡先（家族等）	氏名（続柄）	
	住 所	
	電 話 番 号	

1.2. 事故発生時の対応

1) 訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2) 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

1.3. 感染症蔓延及び災害発生時の対応

1) 感染症蔓延及び災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

2) 指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて、必要な訪問を行います。

1.4. 個人情報の保護

当ステーションの個人情報使用に際しましては、松阪市個人情報保護条例に基づき、利

ユーザー様の同意の下、目的を持って細心の注意を払い使用させていただきます。

15. サービス提供記録の開示

利用者様よりサービス提供記録の開示が求められた場合、松阪市個人情報保護条例に基づき、開示に応じます。

16. サービスの公表

当ステーションでは介護保険法第15条29第1項、および訪看基準第24条2に基づき、訪問看護サービスの情報、訪問看護重要事項説明書について、三重県介護サービス情報公表システム等を使用し、ウェブサイトに掲載し、公表しております。

17. 虐待の防止のための措置に関する事項及び身体的拘束等の適正化の推進、高齢者への不適切な対応防止

当事業所は、訪看基準第21条に基づき、利用者様等の人権の擁護・虐待等ハラスメントの防止、身体的拘束等の適正化等のために、高齢者虐待防止のための指針を掲げ、必要な措置を講じます。

- 1) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努め、高齢者虐待防止検討委員会を設置し、虐待防止に関する措置を実施します。
- 2) 居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- 3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。
- 4) 訪看基準第15条に基づき、身体的拘束等は原則禁止とします。緊急時やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合においては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録、適宜評価し、不必要な拘束に至らないように努めます。

本書面の内容を証するため、本書 2 通を作成し、契約者・当事業所が記名のうえ各 1 通を保有するものとします。

訪問看護の提供にあたり、重要事項説明書に基づいて、訪問看護のサービス内容及び重要事項を説明しました。

令和 8 年 月 日

事業所	住所	松阪市殿町 1 5 5 0 番地	
	事業所名	松阪市民病院訪問看護ステーション	
	管理者	中嶋 奈穂子	印
	説明者	職名	看護師
	氏名	中嶋 奈穂子	印

私は、重要事項説明書に基づいて、訪問看護のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 8 年 月 日

利用者	住所	
氏名		印
代理人	住所	
氏名		印